

# 建設業許可制度

---

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

平成27年1月21日

# ●建設業法制定(昭和24年)

## 背景

- 建設業は、国民公共の福祉や個人の生活に密接な関連を有する公共施設や家屋等の工作物を生産  
→その工事の施工の良否は社会公共の福祉に直結
- ・ 建設業は、戦後の国民経済の再建のために重要な責務
- 終戦後の土建景気の急速な終焉(昭和22年)  
→建設業者の激しい競争の発生  
→不正工事の誘因となる不当に低い請負価格で工事を行う事態が生じ、随所に混乱と弊害

目的：建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達を図り、もって公共の福祉に寄与  
= 建設業法制定

## 概要

- 登録制度の創設(建設業を営もうとする者に対し、建設大臣又は都道府県知事による登録を義務化)
- 建設工事の請負契約の原則(請負契約の内容、一括下請負の禁止等)
- 技術者の設置(工事現場に主任技術者を配置すること、及び建設大臣登録の建設業者は営業所に一定の技術者を置くことを義務化)
- 監督処分(勧告、指示、営業の停止又は登録の取消しについて規定)

# ●昭和46年改正

## 背景

- 我が国の経済の発展と国民生活の向上  
→建設投資の需要の増大、建設業の重要性の高まり  
しかし、
- 施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が多数  
加えて、
- 環境の変化（技術革新、建設労働力の不足、資本の自由化等）

## 建設業の近代化、合理化の要請

## 概要

- 建設業の許可制度の採用（登録制度に代えて、業種別許可制度を採用）
- 特定建設業許可制度の採用（下請負人保護の徹底のため、一定金額以上を下請負に付す建設業者へ特定建設業の許可を義務付け）
- 請負契約の適正化に関する規定の整備（請負契約書記載事項の充実、不当に低い請負代金の禁止等）
- 下請負人保護規定（下請代金の支払期間、特定建設業者に対する立替払等の勧告等）
- その他、監督処分、罰則の強化等

# 建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

## 目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

## 許可制度 ★建設業者の資質の向上★

### 許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

### 欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

## 28業種

（土木工事業・建築工事業等）

### 許可の種類

**特定建設業許可**  
（元請として3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事）

**一般建設業許可**  
（特定建設業以外）

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

### 許可不要

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

## 技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置  
（元請として3,000万円以上の下請契約を結ぶ場合）

## 請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務  
（例：施工体制台帳の作成（3,000万円以上の下請契約を結ぶ場合））
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

## 経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査  
（公共工事の元請になろうとする建設業者）

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

## 監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

# 建設業許可制度が設けられている理由

## 建設生産物の特性

- 一品ごとの注文生産＝あらかじめ品質を確認できない
- 不適正な施工があったとしても、完全に修復するのが困難
- 長期間、不特定多数の社が施工に関与する（下請が多く重層的）等



行政

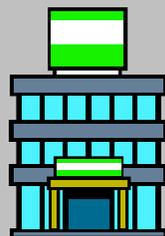


建設業の許可制度  
(参入規制)



技術者配置義務等  
(業務規制)

# 建設業許可制度



建設業者に  
求められる資質

経営が安定している

当該工事を施工する  
ための技術力がある

信用できる(適格性)

総合組立生産  
(多数のプレイヤー)



①許可基準

②大臣と知事

③(業種ごとに選択)  
一般建設業と特定建設業

④工事業種別の許可(28タイプ)  
一式工事×2 専門工事×26

## 特色①『許可が必要な範囲』

軽微な建設工事以外の工事を請け負う事業者については、許可を取得しなければならない。

(軽微な建設工事の範囲)

『建築一式工事』

請負代金額(税込み)が**1,500万円未満**の工事、  
延べ面積が**150m<sup>2</sup>未満**の木造住宅工事

『建築一式工事』以外の**27業種**

請負代金額(税込み)が**500万円未満**の工事

## 特色②『大臣・知事許可』

### ②大臣許可と知事許可

○2以上の  
都道府県の区域内  
に建設業の営業所  
を設ける場合は、  
大臣許可

○1の都道府県の  
区域内にのみに  
建設業の営業所  
を設ける場合は、  
当該都道府県  
知事の許可

## 特色③『(業種ごとに選択)一般建設業と特定建設業』

### ○特定建設業許可・・・大規模工事の元請用

発注者から直接請け負った1件の建設工事のうち、  
3,000万円以上の下請契約を行う場合  
(建築工事業については4,500万円以上)

#### ※特定建設業者における業務規制

- ・許可基準の強化：営業所に置く技術者の要件&財産的基礎の要件
- ・下請代金の支払期日の規制(50日)と遅延利息
- ・下請代金の支払方法の制限(割引困難な手形交付の禁止)
- ・下請業者の労賃不払いなどの場合の立替払いなど
- ・施工体制台帳、施工体系図の作成など
- ・下請業者の指導、違反是正、許可行政庁への通報
- ・工事現場への監理技術者の設置 等

### ○一般建設業許可・・・それ以外(軽微な工事を除く)

※一般建設業or特定建設業の許可を取得していれば発注者から直接請け負う契約金額の上限は無い

# 特色④『工事の種類に応じた28業種別の許可』

・建設工事その内容により28の業種に区分  
⇒『28の業種別ライセンス』

○土木工事業、建築工事業の2種類  
の一式工事業

○大工工事業、左官工事業等の26  
業種の専門工事業

土木一式工事	ガラス工事
建築一式工事	塗装工事
大工工事	防水工事
左官工事	内装仕上工事
とび・土工・コンクリート工事	機械器具設置工事
石工事	熱絶縁工事
屋根工事	電気通信工事
電気工事	造園
管工事	さく井工事
タイル・れんが・ブロック工事	建具工事
鋼構造物工事	水道施設工事
鉄筋工事	消防施設工事
ほ装工事	清掃施設工事
しゅんせつ工事	解体工事(※)
板金工事	

※H26.6公布の改正建設業法により追加、公布日より2年以内に施行予定

# 許可基準 = 3つのGroup

○許可の取消し事由

## 1. 経営安定性Group

(基準①『経營業務の管理責任者』基準)

経営陣には一名以上の経営経験者の配置を義務付け

(基準②『財産的基礎・金銭的信用』基準)

一定水準以上の財務状態であること

## 2. 技術力Group

(基準③『営業所専任技術者』基準)

営業所への技術者の専任配置義務

## 3. 適格性Group

(基準④『適格性』基準)

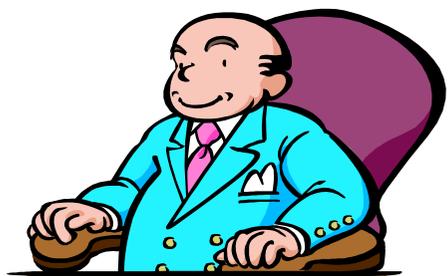
暴力団等の排除

(基準⑤『欠格』基準)

法令違反者等の排除

# 基準①『経營業務の管理責任者』基準 具体的基準

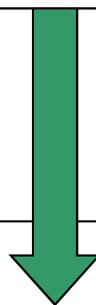
一般・特定 共通要件



法人(常勤の役員)  
個人(個人又は支配人)の中に  
(経營業務を担当)

建設業の経營業務  
について  
責任ある立場で  
一定以上の経験を  
有する者

がいることが必要



必要経験期間については、工事契約から引渡し、補修までの一通りの業務を経験するための期間等を踏まえ、5年間を基準に設定。

## 基準②『財産的基礎』具体的基準

○一般建設業＝次のいずれかに該当することが必要。

イ 自己資本の額が500万円以上であること

ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること

ハ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業をした実績を有すること

○特定建設業＝次のすべてに該当することが必要。

イ 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと

ロ 流動比率が75パーセント以上であること

ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

# 基準③『営業所専任技術者』 具体的基準

## 技術力Group



### 『営業所専任技術者』基準

建設業の営業所に以下の者を配置

#### (Point①)

当該営業所に常勤して専らその職務に従事する者であること

#### (Point②)

一定の技術要件を有する者であること

#### 一般建設業

- ア 1級、2級の国家資格者
- イ 一定以上の実務経験者
  - ①大卒(指定学科) 3年以上
  - ②高卒(指定学科) 5年以上
  - ③上記以外 10年以上
- ウ 国土交通大臣認定者

#### 特定建設業

- ア 1級の国家資格者
- イ 一般建設業の技術要件を満たし、かつ2年以上の指導監督の実務経験(4,500万以上の工事)を有する者(指定建設業以外)
- ウ 国土交通大臣認定者

## 基準④『誠実性』基準 具体的基準

### 一般・特定 共通要件

許可を受けようとするその法人、個人、役員、令3条使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者とは、

#### ①暴力団の構成員



#### ②関連法令違反者(悪質)

建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者

## 基準⑤『欠格』基準 具体的基準

### 一般・特定 共通要件

・許可申請書または添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているとき

・企業自身やその役員、支店長、営業所長などに次の法律の罰金刑に処せられ、刑の執行が終わり、又は刑を受けなくなってから5年未満の者がいる者

- ・建設業法、建築基準法、都市計画法、労働基準法など
- ・暴力団対策法、刑法の傷害罪、暴行罪、脅迫罪など

・許可の取消処分(悪質な行為に基づくものに限る。)を受けてから5年未満の者

・営業停止(禁止)期間中である者

・役員、支店長、営業所長などに、禁固以上の刑に処せられ、刑の執行が終わり、刑を受けなくなってから5年未満の者がいる者

等

※2015年4月より、暴力団員や、過去5年以内に暴力団員であった者等が追加される予定

## <参考①> 建設業法における技術者制度

技術者制度は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、以下を目的とする。

- ① 技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工を建設市場から排除
- ② 一括下請負などの不正行為を排除
- ③ 技術と経営に優れ、発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備

○建設業については、

- ・一品受注生産であるため、あらかじめ品質を確認できないこと
- ・不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること
- ・完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること
- ・長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え
- ・その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること
- ・現地屋外生産であることから、工程が天候に左右されやすいこと

等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要とされている

→建設業法の技術者制度は、2段階で技術者の存在を要求

- ① 建設業許可の際の **営業所専任技術者**
- ② 工事現場の規模や形態に応じた現場技術者 (**監理技術者、主任技術者**) (場合により専任)

# <参考②> ●建設業法等の一部を改正する法律

(平成26年6月4日公布)

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】

➢ 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除

②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】

➢ 談合の防止

➢ 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

➢ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】

➢ 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大(下請金額による下限を撤廃)【入契法】

➢ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

➢ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

## 経緯

- 4/4 参議院本会議可決(全会一致)
- 5/29 衆議院本会議可決(全会一致)
- 6/4 公布

## 施行日

- 公布の日(H26.6.4)に施行(③)
- H26.9.20に施行(①)
- H27.4.1に施行(②⑤⑥⑦)
- 公布の日から2年以内に施行(④)

# <参考③>業種区分の新設について

施工能力を有する建設業者への発注
疎漏工事・公衆災害の防止
専門工事業の地位の安定、技術の向上



**【許可の要件】**  
 ・技術力  
 ・経営能力  
 ・誠実性  
 ・財産的基礎

建設業法

**業種ごとに建設業許可**

28業種(S46制定)

- 総合2業種
  - ・土木
  - ・建築
- 専門26業種
  - ・大工
  - ・左官
  - ・とび・土工
  - ・
  - ・

**技術者**

業種に応じた技術者を営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を有する技術者の配置が必要

とび・土工

**解体**

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景  
 ・重大な公衆災害発生  
 ・環境等の視点  
 ・建築物等の老朽化 など

## <参考④> 建設業からの暴力団排除の徹底について

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

### 現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。  
→ 許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。  
→ 偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限定されている。  
→ 相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略  
(平成25年12月10日閣議決定)

### Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化

- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底  
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

### 改正法における措置 (H27.4.1に施行)

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
  - ① 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
  - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
  - ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。